

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

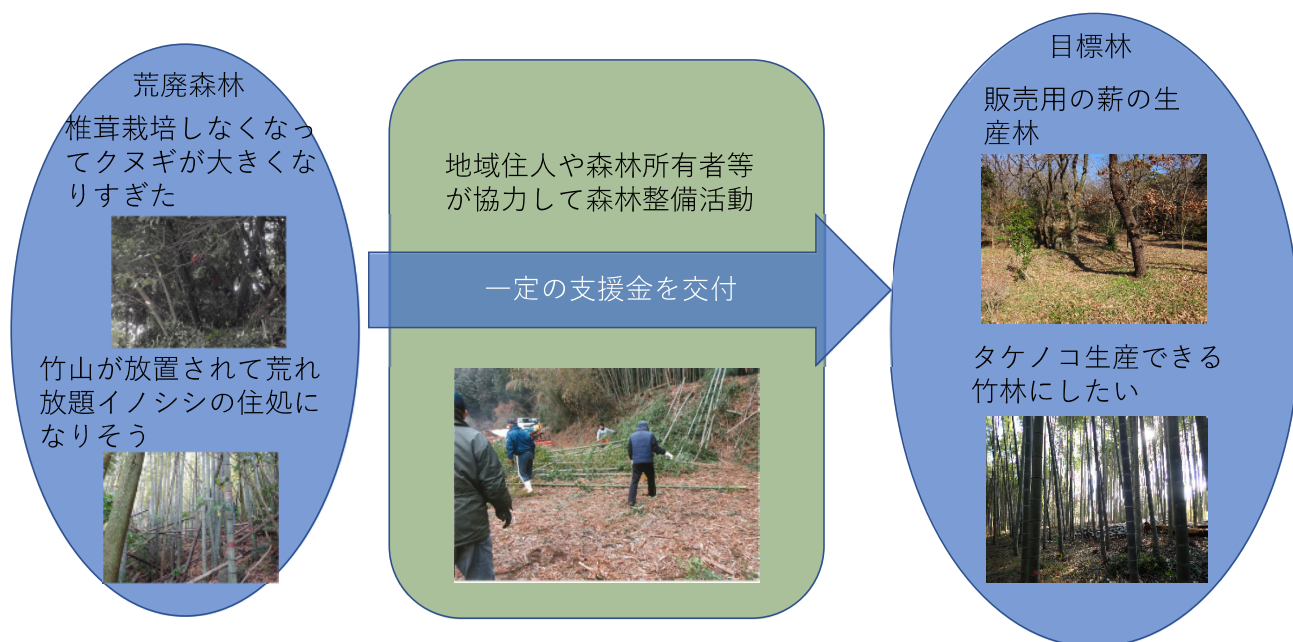
令和7年度 制度実施上の注意点

令和7年4月17日（木）

グランメッセ熊本 2階大会議室

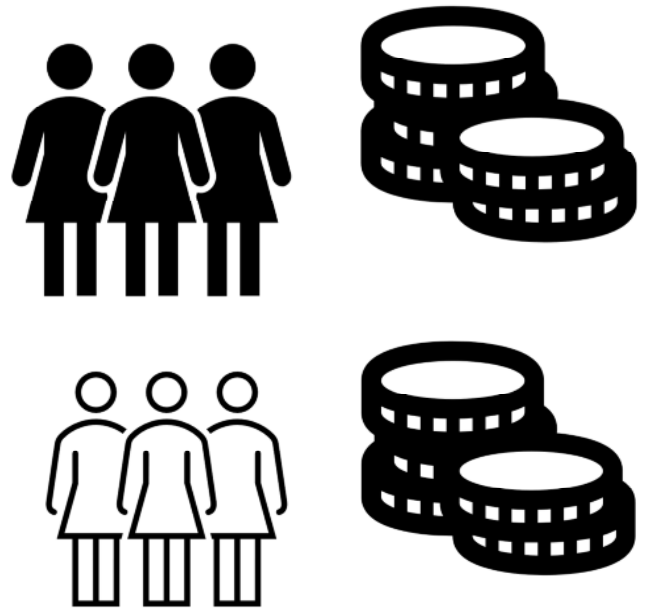
熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

1. 事業の趣旨（目的）



2. 活動組織

- ① 地域住民、森林所有者、自治会等、地域外関係者等の地域の実情に応じた方、**3名以上**で構成する組織が対象です。
- ② 地域の自治会、NPO法人、森林組合等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。
- ③ **会費の徴収**等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。



2. 活動組織

- ④ 活動期間中に**毎年1回以上の安全講習**や森林施業技術の向上の講習を実施することにより、一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。講習は、原則として**活動組織の構成員**（活動参加者）が**全員参加**すること。
- ⑤ 活動に必要な**安全装備**を備えること及び**傷害保険**に加入すること。とくに、**林内**に立ち入る際には、**ヘルメット**を必ず着用させること



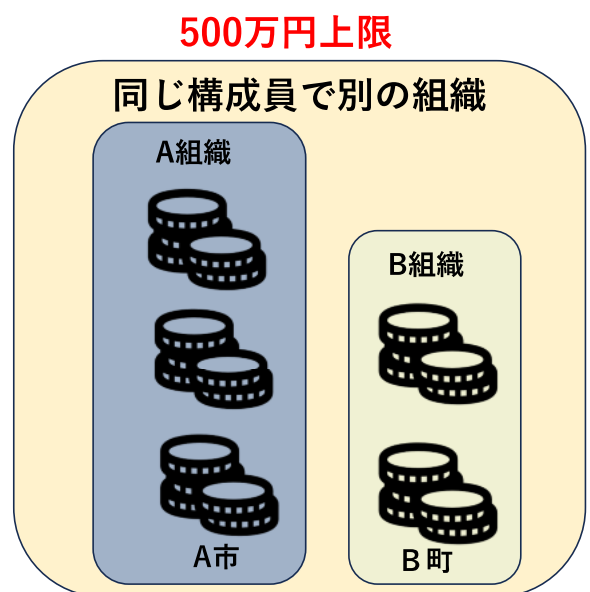
3. 活動組織の役割

- ① 活動に取り組む活動組織は、森林・山村の多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として（**全部委託は禁止**）、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。
- ② 本対策の実施期間が終了した後においても、**自立的な山村の活性化に資する取組を継続**するよう努めるものとする。



4. 交付金の上限

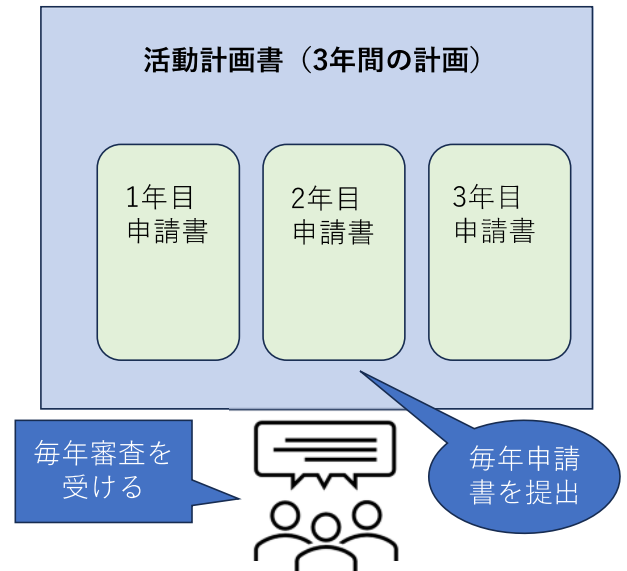
- ① **1団体**あたりの国からの交付金総額の上限は、資機材の購入費用も合わせて単年度で**500万円**（国の交付額）となっています。
- ② なお、同じ団体が**複数の市町村**で同年度活動を行う場合は、1団体の合計が単年度で**500万円**（国の交付額）とします。



5. 事業の実施期間

・活動を実施する期間は3年間。

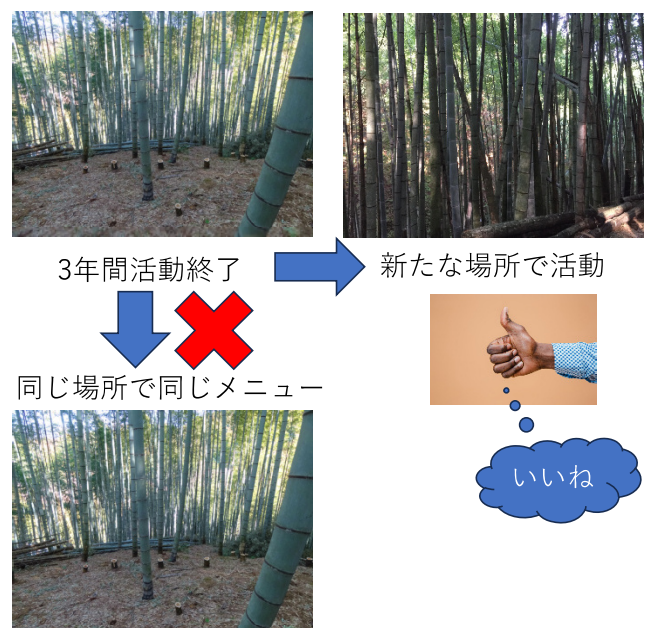
- ① 活動組織は、3年間の活動計画書を作成し、年度ごとに採択を申請して下さい。
- ② 審査は年度毎に行います。前年度において採択を受けた場合でも、審査の結果、採択を受けられない場合があります。



5. 事業の実施期間

・活動を実施する期間は3年間。

- ③ 既に3年間の活動計画が完了した活動組織であっても、今年度を1年目とする新たな活動計画書を作成することによって採択を申請することが可能です。
(リスタート)
(優先順位は低くなります)
- ③ 公募開始時点において、3年間の活動が開始年度と同じ交付金を受けられる確約はありません。



6. 活動区分別及び交付金の使途

- ・タイプ別メニューと面積あたりの交付金単価および支援の対象となる活動例を示すと下のようになります。

✓交付金活用にあたっては、いろいろな条件がありますので、手引きをよく読んで、申請手続きを始めてください。

- ① **活動推進費**は毎年認められます。

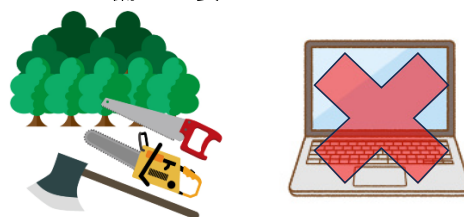
(過去に申請済の活動組織は対象外です)

- ① **資機材等の整備**は、地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの活動に**直接的に必要なもの**が対象となります。

活動推進費は3年間



資機材・消耗品は直接森林整備に必要なもののみ



6. 活動区分別及び交付金の使途

- ・タイプ別メニューと面積あたりの交付金単価および支援の対象となる活動例を示すと下のようになります。

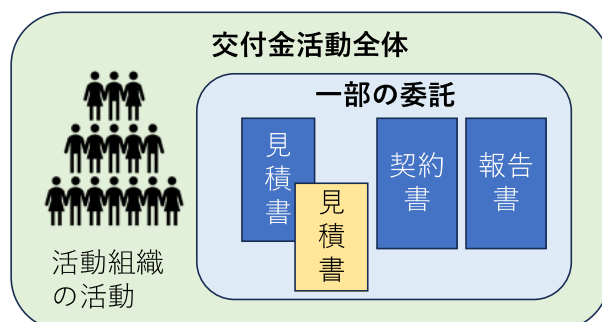
- ③ 必ず**安全講習を実施**するとともに**傷害保険への加入**等の措置を講じ、安全面に十分配慮し活動を実施すること。

- ④ 本交付金に係る活動の**一部**を当該活動組織以外の者に**委託**することができる。この場合、活動組織は、受託者の作業内容を**適切に監督**することとする。委託を行う場合には、**見積書（2社以上）、契約書、事業報告書が必要**

安全講習と損害保険加入が必須



交付金活動全体



1) 主たる活動

(1) 地域活動型「森林資源活用」

(地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援)

- ① 活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせて行うものとする。
- ② 主たる活動は、活動を行う時点において、**森林経営計画が策定されていない森林**に限り実施することができる。
- ③ 主たる活動を行う場合に必要面積は、**0.1ha以上**とする。
- ④ 主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。
- ⑤ 主たる活動には、**活動する森林に係る資源活用の取組を必ず含む**ものとする。

【対象活動内容】

雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



作業前



作業中



作業終了

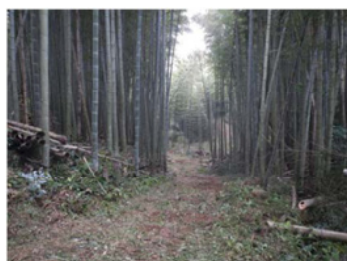
(2) 地域活動型「竹林資源活用」

(地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援)

- ① 活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせて行うものとする。
- ② 主たる活動は、活動を行う時点において、**森林経営計画が策定されていない森林**に限り実施することができる。
- ③ 主たる活動を行う場合に必要面積は、**0.1ha以上**とする。
- ④ 主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。
- ⑤ 主たる活動には、**活動する竹林に係る資源活用の取組を必ず含む**ものとする。

【対象活動内容】

竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



作業前



作業中



作業終了

(3) 複業実践型

(半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援)

- ① 活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせて行うものとする。
- ② 主たる活動は、活動を行う時点において、**森林経営計画が策定されていない森林**に限り実施することができる。
- ③ 主たる活動を行う場合に必要な面積は、**0.1ha以上**とする。
- ④ 主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。複業実践型を行う場合に**必要な活動日数は、構成員平均で70日以上**とする。
- ⑤ 複業実践型を行う場合は、間伐の数値目標を3年間でおおむね2割以上とし、達成するものとする。
- ⑥ 複業実践型に取り組む組織は、**法人資格を有する組織**であること。

【対象活動内容】

間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



作業前



作業中



作業終了

複業実践型は、安全衛生装備に係る品目

①下肢の切創防止用保護衣

・前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本産業規格（以下「JIS」という。）T8125-2 に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するもの（Class1以上）

②衣服（林業作業にて適した服（Class1以上））

- ・身体にあった袖締まり、裾締まりの良い長袖の上衣及び長ズボンを着衣すること。
- ・衣服の素材は、防水性と透湿性を備えた作業性の高いもの。
- ・寒冷な環境において作業に従事するときは、防寒に配慮した肌着を着衣。

③手袋（防振及び防寒手袋）

- ・防振及び防寒に役立つ厚手の手袋

④安全靴等の履物

- ・安衛則第558条第1項に基づき場所、当該作業の状態等に応じて、安全靴その他の適当な履物を使用させること。
- ・安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているJIS T8125-3 に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するもの（Class1以上）

⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具

- ・保護帽の規格（昭和50年労働省告示第66号）に適合し、型式検定の標章が貼付されているもの
- ・保護網又は保護眼鏡等を使用すること。
- ・エンジンを掛けている時は、耳栓等を使用すること。

⑥2社以上の見積を徴収し、安価な方で購入

1) 従たる活動

(4) 機能強化

※主たる活動を実施する場合のみ

- ①機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は主たる活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。
- ②機能強化は、活動する対象森林内のほか、当該森林に到達するために通過する森林内（森林経営計画策定森林内を含む。）で実施することができる。
- ③機能強化を行う場合（森林調査・見回りを除く）に必要な延長は、1m以上とする。

【対象活動内容】

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り



作業前



作業中



作業終了

(5) 関係人口創出・維持

※主たる活動を実施する場合のみ

- ①関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することが主たる活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。
- ②関係人口創出・維持で対象とする地域外関係者は、昭和25年2月1日時点で対象森林が所在する市町村の区域外に居住する者とする。
- ③関係人口創出・維持を行う場合に必要な地域外関係者の参加人数は、10名以上とする。
 - a.主たる活動と併せて実施する（本活動の単独実施は不可）
 - b.10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行う
 - c.10名以上の参加者を1回5名以上で2回以上行う
 - d.地域外関係者と活動前に綿密な打合せ等を行う
 - e.交付申請書に地域外関係者の記載することを要件とし、真に地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定することとする。
 - f.地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。



※上記要件を満たさない（満たさなかった）場合は、交付金を交付しない（交付金を返還）。

【対象活動内容】

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等。

(6) 資機材等整備

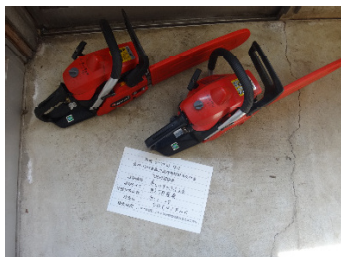
※主たる活動を実施する場合のみ

- ① (助成単価：購入価格の1/3または1/2以内)
- ② 上記(1)～(5)の取組を行うにあたり必要な資機材の購入・設置・賃借(賃借は、関係人口創出・維持に限る。)
- ③ 林内作業車、薪割り機、炭焼き小屋(炭釜含む)、薪ストーブの4種類については1/3、その他の購入費用については1/2以内(材又は商品として販売売上に直結するものは1/3)

(交付金の使途)

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等(汎用性のある物品等は対象外)

※ 詳細は熊本県手引き P18参照

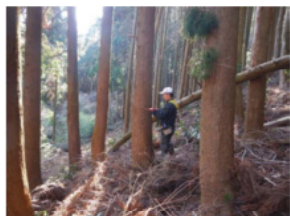


(7) 活動推進費

- ① 最低面積0.1ha以上
- ② 過去に活動推進費を活用した森林では申請できない。

【対象活動内容】

現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等



森林の現況調査



境界確認、周囲測量



安全研修

交付額・支援額単価（地方支援は目安単価）

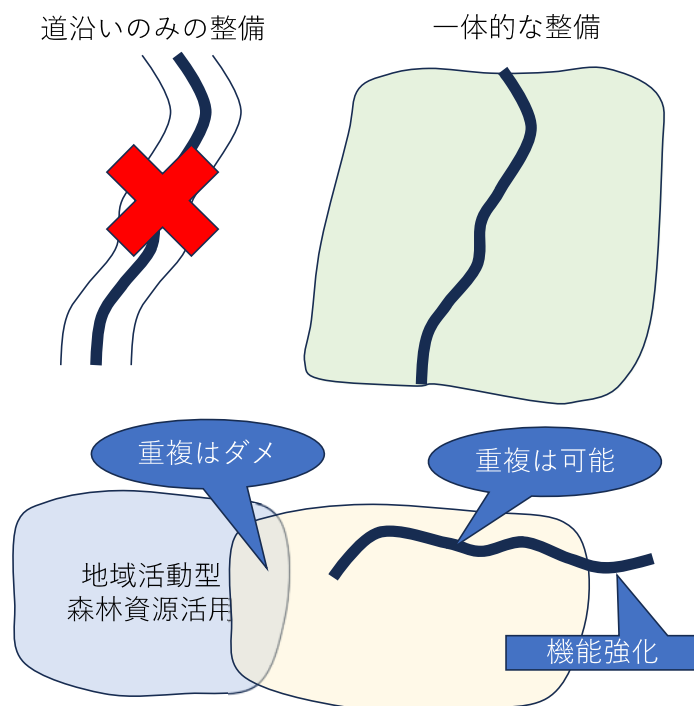
メニュー		単 価					備考	
		区分	合計	国の交付額	支援額の1/3以上 県の支援目安 (3/8)			市町村の支援目安 (5/8)
地域活動型								
① 森 林 資 源 活用	1 年 目	160,000円/ha	120,000円/ha	15,000円/ha	25,000円/ha			
	2 年 目	154,700円/ha	116,000円/ha	14,500円/ha	24,200円/ha			
	3 年 目	149,300円/ha	112,000円/ha	14,000円/ha	23,300円/ha			
	② 竹 林 資 源 活用	1 年 目	442,700円/ha	332,000円/ha	41,500円/ha	69,200円/ha		
		2 年 目	405,300円/ha	304,000円/ha	38,000円/ha	63,300円/ha		
		3 年 目	368,000円/ha	276,000円/ha	34,500円/ha	57,500円/ha		
③ 複業実践型	1 年 目	254,700円/ha	191,000円/ha	23,900円/ha	39,800円/ha			
	2 年 目	234,700円/ha	176,000円/ha	22,000円/ha	36,700円/ha			
	3 年 目	216,100円/ha	162,000円/ha	20,300円/ha	33,800円/ha			
	安全衛生装備 定額	(全額)						
④ 機能強化		1,100円/m	800円/m	100円/m	200円/m			
⑤ 関係人口創出・維持		66,700円/年	50,000円/年	6,300円/年	10,400円/年			
⑥ 資機材等整備	1/2 以内又は1/3以内		国の交付額のみ					
⑦ 活動推進費		50,700円/年	38,000円/年	4,800円/年	7,900円/年			

交付金の使途

- ・人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑥に掲げるものは除く。）、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

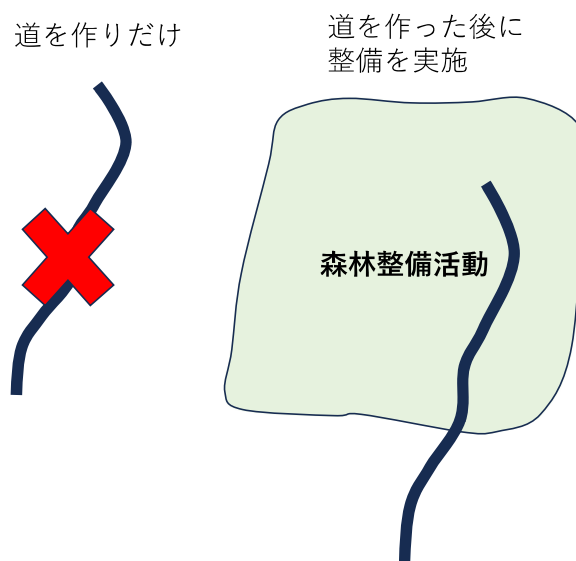
事業実施の注意事項

- ① 地域活動型、複業実践型はh aあたりの単価であることから、**面的な活動**が求められます。歩道・作業道の作設、土留め、鳥獣害防止柵等の設置、見回り等は他の作業と組み合わせて実施してください。
- ② 地域活動型、複業実践型は**同一年度、同一箇所での重複は認められません**が**機能強化**については、同一年度、同一箇所での活動は**可能**



事業実施の注意事項

- ③ 機能強化の活動を実施する場合は、地域活動型または複業実践型の活動を**効果的に実施**し、もしくはこれらの活動の**実施後にその効果を維持・強化**するために必要な場合に限り実施可能です。
- ④ 資機材購入タイプのうち、関係人口創出・維持タイプの活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合は賃借料の1/3以内を交付するものとする。



8. 交付金採択要件

(1) 活動組織の要件

- ① 活動対象となる森林と同一**熊本県内に主たる事務所**を置いていること。
- ② 活動組織の運営に関する**規約等**を、様式第8号を参考にして定めていること。なお、NPO法人など既存の組織を活用して活動を行う場合は、当該組織の**定款等**と様式第8号の内容を比較し、足りない条項を細則等として別に定めていること。
- ③ 実施要領に定められている**書類の調製・整備ができる能力があること**。また、地域協議会で定める**期日までに、交付金の交付に係る必要書類**（採択申請書や実施状況報告書等）を作成できる能力があること。

熊本県内に事務所のある組織



定款・規約が定めてある組織



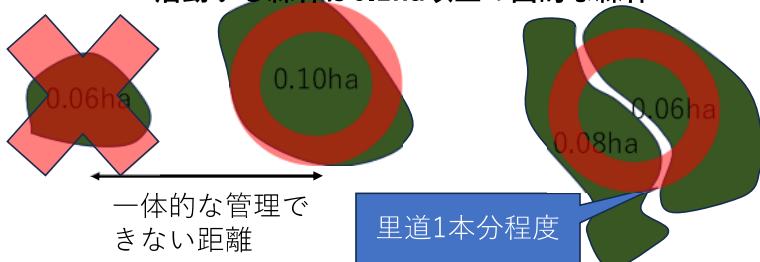
書類の整理能力のある組織



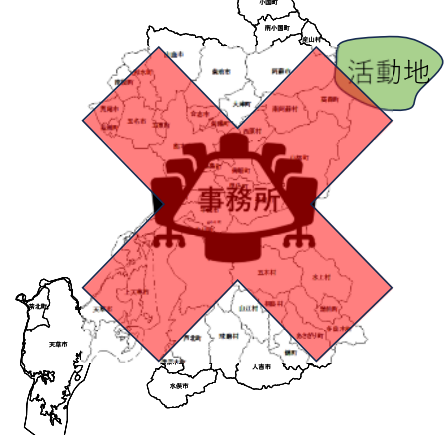
(2) 対象森林の要件

- ① 活動組織の事務所のある**熊本県内の森林**であること
- ② 交付金の交付を受けて活動を行う時点において**森林経営計画が作成されていない森林**であること。（市町村の確認書添付）
- ③ **0.1ha以上の面積**をもつ森林であること

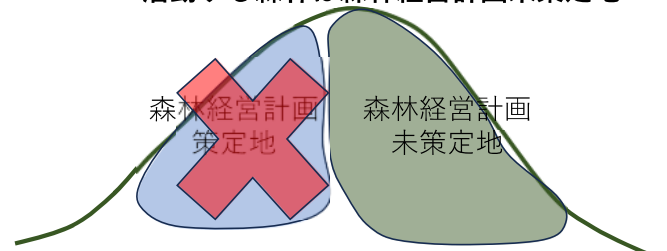
活動する森林は0.1ha以上の面的な森林



活動する森林は熊本県内限定

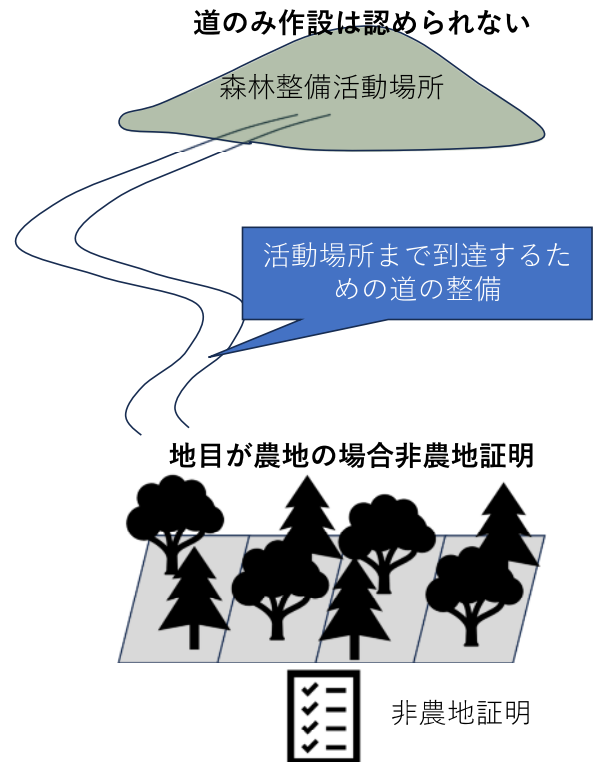


活動する森林は森林経営計画未策定地



(2) 対象森林の要件

- ④ **機能強化**については、活動計画書（様式第11号）の年度別スケジュールの期間内（3年間）に地域活動型又は複業実践型による**森林整備が計画されている森林内**及び**当該森林に到達するために必要**となる歩道や作業道等であること。
- ⑤ 現況が森林でも**地目**が**農地**の場合には**地目変更**または、**非農地証明書**の取得又は「地域森林計画対象民有林」（5条森林）であることの確認を市町村で行うこと。



(3) 対象森林の地目の確認

- ① 活動対象地の地目は原則として**山林**である事となり、
- ② **農地**の場合市町村で「**地域森林計画対象民有林**」（5条森林）であることの確認を行うか、**非農地証明**が必要となり、
- ③ 登記地目が**墓地**の場合は、知事等から**廃止許可書**が必要となるため、地目の確認が必要となり、
- ④ 地目を**確認できる資料**の準備が必要です。
- ⑤ 例えば、**固定資産税課税明細書**や**登記簿の写し**、
- ⑥ 課税明細書については、金額の欄は不要ですので、見えないように写しをして頂ければ結構です。



(4) 活動可能な地目

- ①山林（森林経営計画が策定されていない森林）
- ②原野（現在竹木が生育し、今後も育てるために使われる土地（森林法第2条））
- ③雑種地（現在竹木が生育し、今後も育てるために使われる土地（森林法第2条））
- ④農地（「地域森林計画対象民有林」（5条森林）であることの確認又は非農地証明を受けたもの又は地目を森林へ変更する土地）
- ⑤墓地（知事等から廃止許可書）
- ⑥地方公共団体有林（協定書又は利用許可書）

全ての地目で、竹、木が生育している事が前提

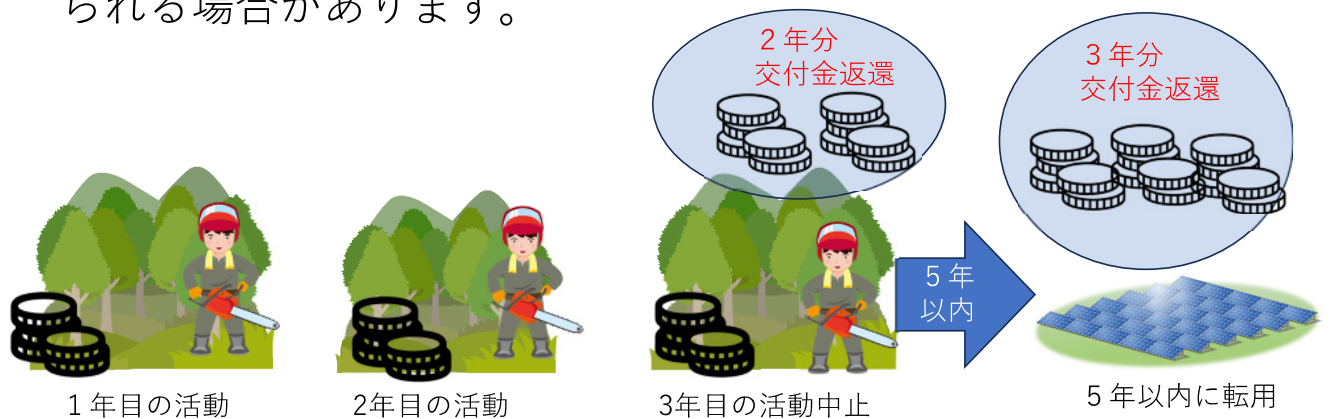


(5) 協定書の締結等

- ①活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（様式第9号）を締結していること。
- ②活動組織や活動組織の構成員が森林所有者である場合でも協定書は必要である。なお、活動組織が森林所有者である場合には、固定資産税課税明細書の写し等、土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に替えることができます。（押印しない代わりに、所有者が承諾した証明のためにも必要）



- ③ 活動計画書に定めた3カ年の活動を実施すること。**3年間の活動が継続できなかった及び活動計画による実施期間が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用等をする場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。**



(6) 資源利用の要件

- 森林や竹林の資源を活用する事が必須（**1年目からの活用**）となることから、**必ず活用**を行っていただく必要があります。活用については
 - 1) マテリアル（**素材**）**利用を原則**とする。（この場合の「素材」は丸太や竹そのものに限らず、特用林産物や枝条・落葉等も含む。また林内での土留めや階段の資材としての利用等も含む。）
 - 2) 空間としての利用、景観としての利用については、令和6年度までの活動を継続して、2年目、3年目の活動を実施する活動組織のみ。
 - 3) 活用方法については、販売、現地利用、自家消費等との区別は無い
 - 4) いずれも数量目標の設定は必要ない
 - 5) 活用証明については活用事実が確認できる伝票、写真等いずれかによる。

(7) 資機材等整備の要件

- ① 資機材の購入について、**レンタル等の場合の費用と比較**し判断すること。
- ② 資機材を消耗品で購入しないこと。
- ③ **領収書**の氏名欄は個人名ではなく**活動組織名**を記入し、明細書も添付すること。
- ④ 資機材については、それぞれの活動組織で取組や、対象となる樹木の大きさや本数の違いにより統一した単価の設定はできないが、**必要以上に高価なものや、活動に使えないものの購入は行わないこと**
- ⑤ 資機材を購入される場合には、**活動初年度に購入し、3年間の活動で利用**してください。

レンタルと比較

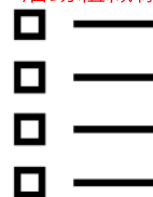


・必要なものだけ

・3年間大事に使う

領収書

活動組織様

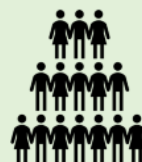


(8) 業務を委託する場合の要件

- ① 委託する作業は、**活動組織で原則実施できない作業**。（胸高直径の大きい木の伐採、測量など）
- ② 作業を委託する場合は、必ず**見積書を2社以上**徴収すること。
- ③ 委託の場合の精算については、領収書のみでなく**契約書、業務報告書**を添付が必要

交付金活動全体

一部の委託



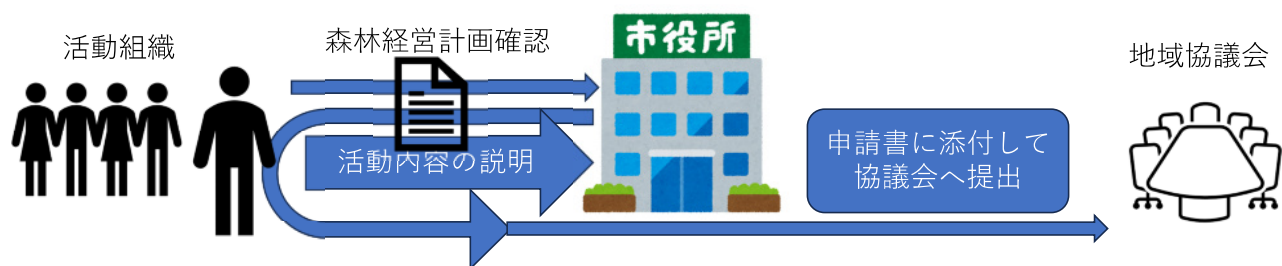
活動組織
の活動

9.市町村との協議要件

- ① 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本交付金による支援の有無、事業の有効性、妥当性、森林経営計画策定の有無を確認していること。

注1) 市町村に対する確認は、**当協議会が行います。**

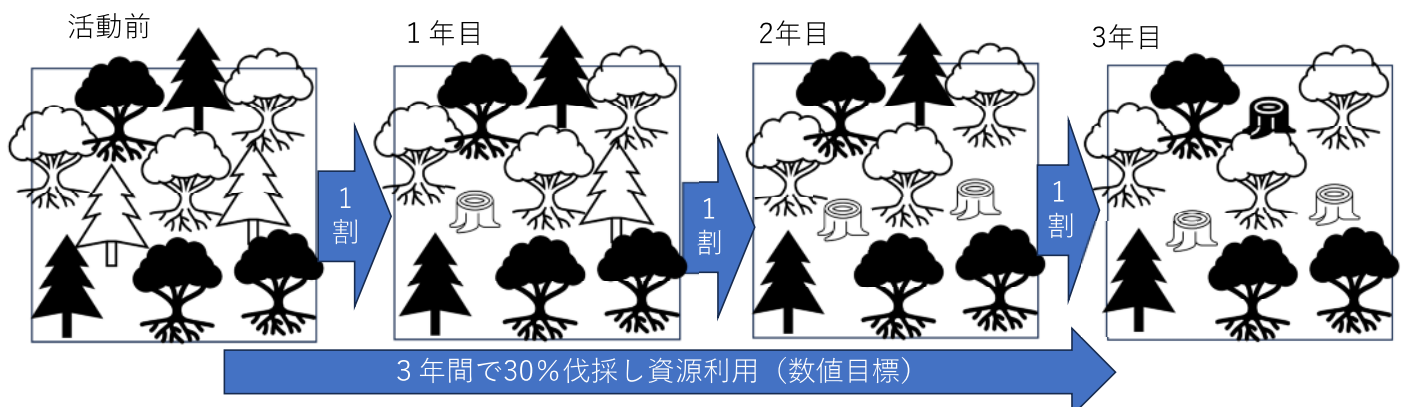
注2) **活動組織**は協議会へ書類を提出する前に**市町村へ森林経営計画策定の有無及び活動内容の説明**をすること。



10.モニタリング調査に対する要件

- ① 活動計画書に、活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法を記載し、モニタリング結果を毎年度、報告すること（報告の期間は3年間です）。記載する目標とモニタリング調査方法は、活動タイプや実施箇所ごとに、目標設定を行ってください。
- ② モニタリングは**必ず、数値で目標**と達成率を表してください。

※ モニタリング調査のガイドライン（林野庁）を参考に調査を実施



11.優先採択等

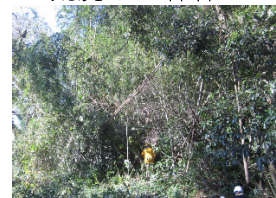
✓採択における**優先順位**は以下の順位とする。

- ① **地方公共団体による支援**（国の交付額の1/3以上）のある活動であること。
- ② **長期にわたって手入れをされていない**里山林であること。
- ③ 活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認済みであること。
- ④ **会費を徴収**するなど財政的な基盤があること。（事業終了後の継続性）
- ⑤ **安全研修を計画**しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織であること。（安全研修の実施）
- ⑥ 中山間地域等直接支払交付金を活用した「荒廃農地の林地化」を実施した箇所
- ⑦ 点数制により評価点の高い団体から採択

自治体の支援



荒廃した森林



会費を徴収



安全の取組



12.申請の手続き

荒廃森林

- 森林経営計画等が策定されていない森林が対象です（市町村で確認「**確認書**」）
- 地目が「農地」の場合「5条森林確認」又は「非農地証明」の添付が必要です。

活動組織の設立

目的：集落等を構成する区域において、構成員による活動を通じ、地域の森林の資源の利用を図ることを目的として設立する。

構成員：森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた、3名以上の者で構成する。

協定

活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で、別紙2 様式第9号に示した例を参考に、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

(1) 募集要項等

- ✓申請前に、次の①～⑥の資料を必ずご一読いただき、内容をご理解ください。
- ✓これらの資料はホームページに掲載します (<http://ino3349.wixsite.com/mysite>)。
- ✓採択後に、これらの資料が改正された場合も、改正内容を遵守して下さい。
- ① **令和7年度森林・山村多面的機能発揮対策事業実施の手引き**（熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会）
- ② **森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱**（令和7年3月31日改正）
- ③ **里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領**（令和7年3月31日改正）
- ④ **里山林と地域住民をつなげよう～森林山村多面的機能発揮対策の手引き～**（令和4年4月）
- ⑤ **森林・山村多面的機能発揮対策交付金 Q & A 集**（令和5年4月1日現在）
- ⑥ **その他、林野庁及び当協議会が定めた資料**

(2) 市町村又は都県の出先機関への確認

対象森林がある市町村又は都県の担当課（下表）に、次のことを確認して下さい。

【申請前】

- ① 森林経営計画の作成の有無
- ② 登記地目が農地の場合は、農業委員会から非農地証明を取得し、その写しを提出して下さい。
- ③ 登記地目が墓地の場合は、知事等から廃止許可書を取得し、その写しを提出して下さい。

(2) 市町村又は都県の出先機関への確認

対象森林がある市町村又は都県の担当課（下表）に、次のことを確認して下さい。

【活動までに】

- ① 活動実施に必要な手続き、**土地利用上の制約等の有無**
- ② 民有林で**立木を伐採**（間伐を含む）するときは、**伐採を始める90日から30日前**までに、伐採する森林がある**市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」**を提出する必要があります。
- ③ **保安林**に指定されている森林で伐採を行う場合は、熊本県に対して**許可申請又は届出**を行うとともに、「指定施業要件」に従う必要があります。
- ④ その他、活動を実施するために必要な手続きを確認し、遅滞なく、手続きを進めてください。
- ⑤ なお、自然公園法、砂防法、その他の法令により規制を受ける場合があります。

(3) 申請書の作成

書類の種類	
採択申請書（別紙3 様式第12号）	必須
活動計画書（別紙3 様式第11号）	
計画図（「11対象森林の計画図作成及び面積算定について」を参考にしてください）	
対象森林の現況が分かる写真（別紙3 様式11号別紙1）	
環境負荷低減クロスコンプライアンス チェックシート（別紙3 様式10号）	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（別紙2 様式第9号）	
活動組織の規約（別紙2 様式第8号）（注1）	
活動組織参加同意書（別紙2 様式第8号 別紙）（注2）	
市町村確認依頼書（熊多別紙第2号）	
対象森林の所有者及び地目を証明できる資料（固定資産税課税明細書等）の写し	
資機材購入理由書（資機材を申請する場合のみ提出）（熊多別紙第1号）	該当組織のみ
採択決定前着手届（様式第15号）	
農地の場合非農地証明（農業委員会の証明）	

・申請書に添付が必要な物

森林の確認



1. 森林の森林経営確認依頼書
2. 地目確認書類（固定資産課税明細書等）
3. 農地の場合地目変更、非農地証明書等
3. 所有者確認書類（課税明細書等）
4. 字図又は地籍図
5. 写真（荒廃状況の判るもの）
6. 資源の活用、利用方法

活動組織

1. 3名以上の活動メンバー
2. 規約（定款）
3. 参加同意書



資機材購入の場合

1. 見積 2社以上
2. 購入理由書
3. レンタル比較



（4）対象森林の計画図作成及び面積等の算定について

計画書に添付する計画図については

- ✓ 1：25,000程度の計画箇所の位置を示す位置図
- ✓ 1：5,000以上の縮尺による計画図

を作成し添付する事。

なお、位置を確定するための、字図又は地籍調査図（集積図）等も添付

（ア）対象森林において地籍調査が完了している場合（地籍図提出）

- ① 地籍図をもとに計画図を作成し、登記簿の面積に基づいて面積を算定して下さい
- ② 地籍調査の実施状況は、地番検索くんWEBサイト（<https://chiban-kensaku.com/>）等で確認できます。

(4) 対象森林の計画図作成及び面積等の算定について

(イ) 地籍調査が完了していない場合（**字図**等を提出）

- ① 現地において実測して、計画図を作成し、面積と延長を算定して下さい。
- ② 縮尺5,000 分の 1 以上の図面等により計画図を作成し、プランメータ（面積計）等を用いて面積と延長を算定して下さい。
- ③ 森林計画図を用いて計画図を作成し、森林簿を用いて面積を算定して下さい。
- ④ 地理院地図（国土地理院がW E B上で無料提供している地図情報サービス）等を用いて、計画図を作成し、面積と延長を算定してください。
- ⑤ ①～④の方法が難しい場合は、公図を用いて計画図を作成し、登記面積で面積を算定して下さい。

(ウ) 森林計画図を用いる場合の留意点

- ① 計画図の作成に当たって森林計画図を用いる場合は、森林簿に基づいて対象森林の面積を算定し、森林簿の写しに該当する小班等に印をつけたものを添付して下さい。ただし、森林簿の面積が、森林計画図により算定された面積と異なる等の場合は、対象森林の面積を変更していただきます。
- ② 森林計画図及び森林簿の閲覧及び複写の方法は、熊本県地域振興局の各担当課へお尋ねください。なお、担当振興局については、13-（2）の表を参照下さい。

(5) 申請書の提出

- 既存の活動組織の場合は、その規約（ただし、資産管理等について記載無い場合は、規約の変更をおこなうこと。）
- 交付金の事業は、区分経理をお願いします。
- 活動組織の参加同意書については、既存組織の場合 タイトルを（〇〇組織構成員名簿）として 役員及び構成員を記入すること。（記載例別紙）
- 申請書が揃ったら、まずは1部地域協議会へ
- 誤りがあれば、訂正を指示します。その後製本願います

(5) 申請書等の提出先及び問合せ先

- 〒861-8019 熊本県熊本市東区戸島2丁目3番35号
- 熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（熊本県森林組合連合会内）
- TEL:096-285-8688 FAX:096-285-8651
- E-mail : tamen@kumamori.or.jp
- 担当者：県北担当・・・・・・・・一丸 恵里 tamen@kumamori.or.jp
県南（熊本市）担当・・矢野 呼春 yano@kumamori.or.jp

(6) その他

- ① 審査の結果は、審査会の終了後、速やかに電子メール若しくは電話で内報させていただきます。正式な通知文は、林野庁からの交付決定通知が届き次第、当協議会から郵送いたします。（審査から1か月程度要します）
- ② 交付決定までは活動が行えませんが、採択前着手届を提出すれば、活動は可能です。
- ③ **有効性の確認**のため、**申請書等の写し**を対象森林がある**市町村に提供**しますのでご了承下さい。
- ④ 申請書等に**不備等**がある場合は、**事務局から修正等の依頼**をさせていただきます場合があります。また、必要に応じて補足資料の提出を求められます。修正や補足資料の提出等が、審査会までに間に合わない場合は、審査会に諮ることができませんので、ご承知おき下さい。

13. 現地調査

(1) 調査対象

- ① 全ての活動組織は必ず現地調査を受けていただきます。

(2) 実施時期

- ① 原則として、6月から3月までの間。
- ② リスタートの活動組織の申請前
- ③ 活動が終了した組織

(3) 主な調査事項

- ① **面積と延長**
- ② **資源利活用の状況**
- ③ **活動の計画内容と実施状況**
- ④ 書類の整備と管理の状況（事務局へ提出）
- ⑤ **交付金で購入した物品**

(4) 活動組織へのアドバーザー制度

- ①活動組織の活動に必要なアドバイスを行うための、アドバイザーを協議会の負担により、活動組織に派遣する事が可能ですので、活動に対してアドバイスが必要な方は、地域協議会へご連絡ください。
- ②新たに活動を実施する組織については、必ずアドバイザーをご利用ください。

(5) その他

- ①調査の際に、報告に必要な書類の作成相談も行いますので、とくに1年目の活動組織は、早期に調査を受け入れていただくことをお勧めします。

14. 年間スケジュール

内容	予定時期						備考
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
個別相談会	令和7年4月1日～						事務所に随時受け付けています。
制度説明会	令和7年4月18日及び4月25日						
募集開始	4月1日	4月中旬	5月中旬	6月中旬	7月上旬	8月中旬	
応募締切	4月5日	5月上旬	5月下旬	6月下旬	7月下旬	8月下旬	必着。
市町村への確認	4月9日以降	5月中旬	6月中旬	7月中旬	8月中旬	9月中旬	書類に不備等がある場合は受付できません。 協議会が、対象森林のある市町村に対して、活動の有効性等を確認します。
審査会	4月9日	5月中旬	6月下旬	7月中旬	8月中旬	9月中旬	・審査結果は速やかに電子メールで内報します。 ・査定による減額の可能性も考慮し、補欠を選定する場合があります
採択決定	5月中旬	6月中旬	7月下旬	8月下旬	9月下旬	10月下旬	
概算払い	7月、11月、1月申請 8月、12月、2月頃支払						20の(7)を参照して下さい
安全講習会	7月、10月下旬						採択決定後に安全講習会を実施します。
事務手続説明会	7月、10月下旬						採択決定から実施状況報告までの一連の事務手続きを説明します。
施業技術研修会	11月						森林の施業技術に関する研修会を実施
現地調査の実施	9月から3月まで						活動が終了した活動組織から現地調査を実施します。
活動実施期間	承認された日から 令和8年2月14日 まで						
実績報告書の提出期限	令和8年2月28日						実施状況報告書は、活動終了後早めに提出して下さい。

15.人件費について

(1) 交付金における人件費の重要性

- ①森林の整備と利用の活動を直接的に支援する交付金です。このため、それらの活動に参加した者の**人件費**(日当)を**主たる用途**として想定しています。
- ②**無理な計画を立てない**。(参加人数と活動予定日数を計画)
- ③活動で支払った**経費が交付額を下回る場合**、交付金が**支給されません**。
- ④ 実施期間中の作業に参加できる人数を把握してください。

(2) 人件費単価の**上限額** (目安)

- ① 森林整備など屋外で作業を行う場合は、**1日10,650円、1時間1,330円**。
(普通作業員の1/2)
- ② 森林整備を**本業とする企業等が技術を要する作業**に従事した場合は、時間単価×直接作業時間により算出された額とする。ただし、その額が特殊作業員単価(**25,100円**)を超える場合は、特殊作業員単価**以内**とする。
(実施要領参照)
- ③ 森林整備を**本業とする企業等が一般の作業**に従事した場合は、時間単価×直接作業時間により算出された額とする。ただし、その額が普通作業員単価(**21,300円**)を超える場合は、普通作業員単価**以内**とする。
(実施要領参照)

(2) 人件費単価の上限額（目安）

- ④ 森林整備を本業しない企業等が一般の作業に従事した場合は、時間単価×直接作業時間により算出された額とする。ただし、普通作業員単価（21,300円）を超える場合は、普通作業員単価以内とする。（実施要領参照）
- ⑤ 活動記録の作成や研修等、屋内で作業を行う場合は、1日8,650円。1時間1,080円（軽作業員の1/2）
- ⑥ 安全講習等の指導者等の謝金は、1人1日28,000円。ただし、指導者の資格や知識経験に照らして妥当な水準とすること。

(3) 人件費単価の変更

- ① 人件費（日当、謝金等）の単価は、原則として3年間とも同じ額にして下さい

(4) 写真による人数の証明

- ① 活動日ごとの人件費支払対象者の人数を事後的に証明するため、活動の際は毎回、人件費支払対象者のうち撮影者を除く全員が写った集合写真等を撮影

16. 資機材の構成員からの借上げ

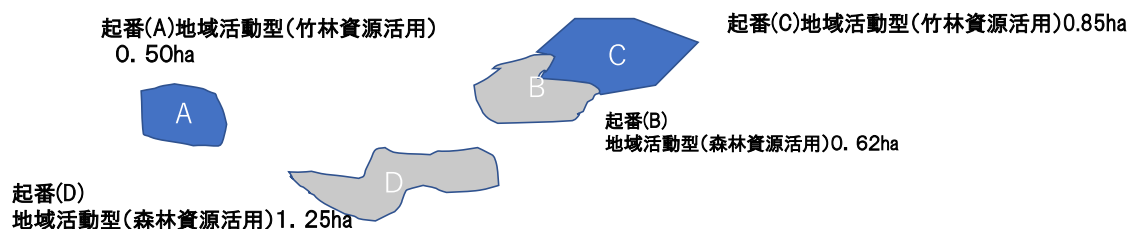
(1) 機械を借上げる場合の目安

個人所有の機械を使用する場合は下表を目安に各活動組織で単価の設定を行ってください。なお、右表の損料の欄が機械借上げの1日当たりの単価です。

品名	規格	購入価格（千円）	機械損料 （借上げ目安） （円）
草刈機	肩掛カッタ255mm	71.5	384
チェーンソー	350mm 34cc	66	357
林内作業車	不整地運搬車	1,040	3,002
チップパー	自走式木材破碎機	2,380	8,840
小型バックホウ	0.03m ³	2,020	2,752
バックホウ	0.2m ³	5,370	6,504
バックホウ	0.4m ³	8,310	10,064

17. 実績報告における注意点

(1) 活動区分別の交付金の使い方（地域環境保全タイプの場合）



- ① 地域活動型(竹林資源活用)の交付金
(A)及び(C)の2箇所、竹林資源活用の交付金以上の費用を使わなければ、使った費用が対象となります。
- ② 地域活動型(森林資源活用)も考え方は同様です。
(B)及び(D)の2箇所、森林資源活用の交付金以上の費用を使わなければ、使った費用が対象となります。

(2) 整備面積について

- ① 活動は3年間をイメージして、申請箇所の整備を行ってください。
- ② 申請された面積については、1年間で必ず全体の申請面積を整備下さい。
- ③ 1年の活動で完結できる整備活動についても、2年目以降荒廃しないための対策を実施するなどの活動を行ってください。（獣害対策、気象害対策等）

整備計画例1) 地域活動型（森林資源活用）

- 1年目 雑草木の刈払い、つる切（人が森林に入れる環境づくり）・・・刈払った草を堆肥として利用
- 2年目 除伐・・・除伐木の土砂流出防止用の柵として利用
- 3年目 間伐又は除伐木の整理等・・・間伐材の販売

整備計画例2) 地域活動型（森林資源活用）

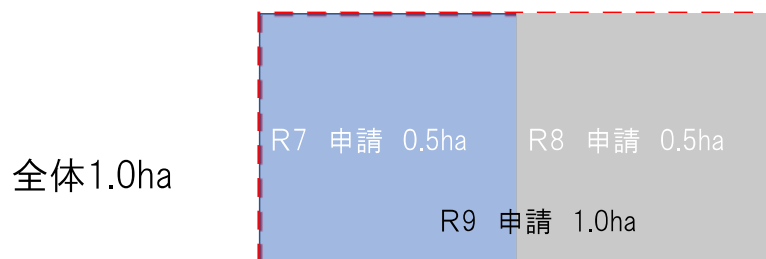
- 1年目 全面積を皆伐し利用・・・販売
- 2年目 全面積で萌芽推進のための雑草木の刈払い・・・堆肥
- 3年目 全面積で萌芽推進のための雑草木の刈払い及び芽欠き・・・堆肥

整備計画例3) 地域活動型（竹林資源活用）

- 1年目 全体の枯竹、折れ竹の片付け・・・ポールス竹炭
- 2年目 全体の竹の間引き（片付け含む）・・・林内土留
- 3年目 全体の竹の適正本数までの間引き（片付け含む）・・・自家用タケノコの収穫

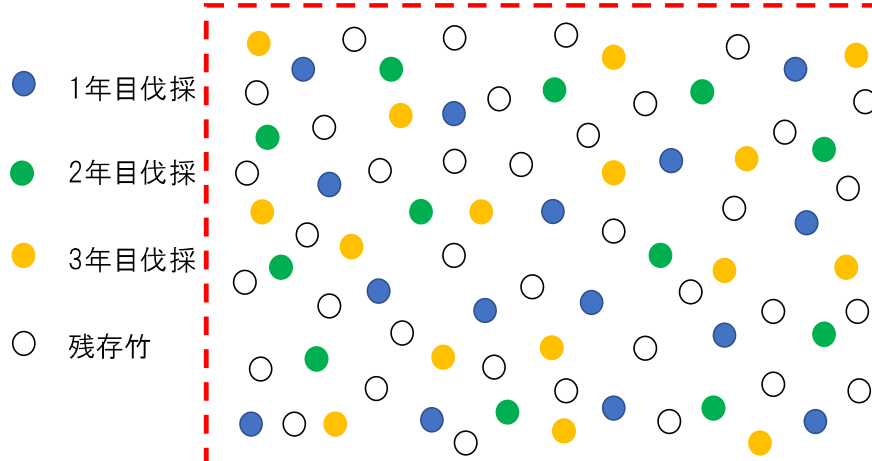
整備計画例4) 地域活動型（竹林資源活用）

- 1年目 全体の半分を完全に伐採（1/2の面積を申請）・・・チップの堆肥利用
- 2年目 全体の残り半分を完全に伐採（1/2の面積を申請）・・・チップの堆肥利用
- 3年目 全体的に新たに芽吹いた竹を除去（全面積を申請）・・・どんどや等イベントに利用



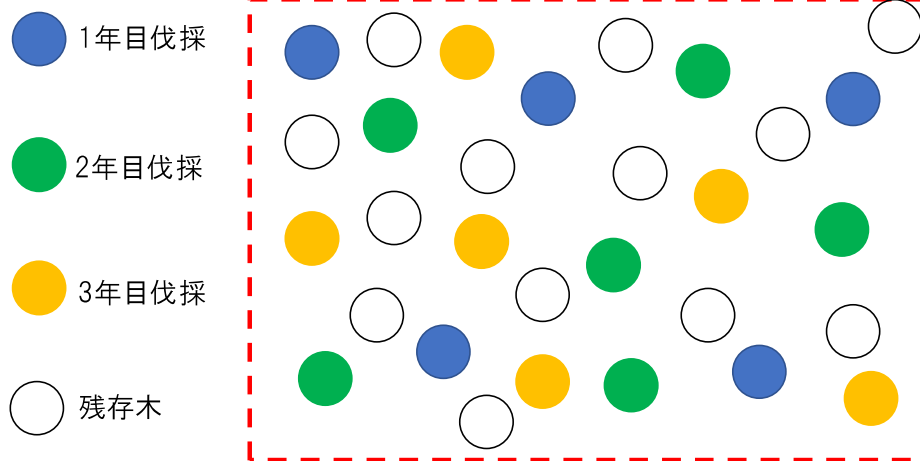
整備計画例5) 地域活動型（竹林資源活用）

- 1年目 全面積の伐採予定本数の1/3程度をまんべんなく除去（全面積を申請）・・・自家用タケノコ
- 2年目 全面積の伐採予定本数の1/3程度をまんべんなく除去（全面積を申請）・・・自家用タケノコ
- 3年目 全面積の伐採予定本数の1/3程度をまんべんなく除去（全面積を申請）・・・販売用タケノコ



整備計画例5) 複業実践型

- 1年目 全面積の7%の間伐、造材、搬出を実施・・・販売
- 2年目 全面積の7%に間伐、造材、搬出を実施、2年間で14%の間伐・・・販売
- 3年目 全面積の6%に間伐、造材、搬出を実施、3年間で20%の間伐・・・販売



(3)安全対策

- ① 活動組織は、森林施業技術の向上に努めるとともに、十分な安全対策を講じてください。
- ② 立木の伐採や刈払い機の使用など危険を伴う作業を行う場合には、安全講習を受けている者に作業させて下さい。
- ③ 作業は、安全対策を徹底し、一人作業はしないで、危険な作業は森林組合などに委託してください。
- ④ 作業においては、安全な服装、ヘルメット着用厳守（写真で確認）
- ⑤ 活動の危険度に応じた適切な傷害保険に必ず加入してください。（保険加入証提出後事業着手）
- ⑥ 作業前に現地で毎日ミーティングを実施するなど安全対策を実施して下さい。

事務処理における注意点

① 会計経理の注意点

- 単独での経理は避け複数でチェックする等体制を整えて、予算書を作成し計画的な作業を実施して下さい。
- 物品の購入については、森林整備活動に必要な物品のみの購入を行い。活動組織名の領収書に加え写真を撮影したのちに使用してください。
- 写真撮影については、必ず活動日には活動人数のわかる写真（集合写真）と活動箇所毎の活動内容のわかる写真を撮影し、日々データの保存を行ってください。

② 予算書の提出

- 採択決定後、活動組織は予算書を作成し、当協議会へ提出して下さい。
- 交付金の対象とならない経費は、自己負担になってしまいますので、予め、協議会がチェックをさせていただいております。

③ 物品購入等の注意点（資機材・消耗品）

- 交付金の活動に必要な物品の購入などの経費も対象になります。しかし、**物品の購入等**だけでは交付金の**対象になりません**。本交付金で購入した物品等は、必ず購入した年度内に、本交付金の活動の中で使用するとともに、継続して使用できる物品等は次年度以降も継続的に使用して下さい。

(例1) 令和7年度の交付金でガソリンやオイルを購入する場合は、令和7年度の活動に必要な量だけを購入し、令和7年度の活動の中で使い切ってください。

(例2) 令和7年度の交付金で鎌や鋸を購入する場合は、それらを令和7年度の活動に使用するのはもちろん、令和8年度以降も使用して下さい。

- 物品等の**購入費を交付金の対象**とするには、**物品等の領収書や写真**に加え、その物品等を**使用して活動している様子を撮影した写真**が必要です。
- 本交付金で購入する物品等は、本交付金の対象森林における活動の中で使用して下さい。対象森林以外で使用する場合は、目的外使用となりますので、交付金の対象になりません。

- 本交付金で購入した物品等については、「令和7年度多面的機能交付金」と記載したシールを貼付するなどして他の物品等と区別するとともに、台帳を整備して、適切に管理して下さい。
- 購入した物品等は、交付金の活動が完了した後も、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って運用して下さい。また、物品等を処分（譲渡・売却、交換、貸付、担保に供することを含む。）してはなりません。もし物品等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を返還していただきます。単体の取得価格が50万円以上の物品等を、その法定耐用年数の期間内に処分しようとするときは、予め当協議会を介して農林水産大臣の承認を受けなければなりません。
- 購入した資機材等は、その使用実績が、賃借との比較に用いた稼働予定日数を下回らないよう、計画的に使用して下さい。

④ 活動実績の証明は写真がポイント

- （ア）活動日ごとの集合写真（人件費の支払対象者の人数がはっきりと確認できるもの）
- （イ）当日使用する物品等（交付金で物品等を調達した場合）
- （ウ）起番ごとの作業前の森林（遠景と近景）すべての活動箇所
- （エ）起番ごとの作業中の写真（交付金で調達した物品等を使用する場合は、使用の様子も撮影）
- （オ）起番ごとの作業後の森林（遠景と近景。（ウ）と同じ場所で撮影すること。）すべての活動箇所
- （カ）消耗品についても購入後に写真撮影してください。

⑤ 実績報告書の提出

- 活動がすべて終了した場合、速やかに実績報告書を事務局へ提出してください。内容を確認後現地の確認を行い、清算払いを行います。内容に不備があった場合には訂正をお願いします。
- 実績報告に必要な書類は、以下のとおりです。各活動組織で必要な書類すべて提出してください。

書類の種類	様式番号	備考
① 実施状況報告書	別紙3 様式第21号	必須
② 活動記録兼集合写真	別紙3様式第18号	
③ 作業写真整理帳（活動場所毎の作業写真）	別紙3様式第18号別紙	
④ 安全講習会報告書+写真	熊多別記第10号様式	
⑤ 出勤簿など個人別の活動の判るもの	熊多別記第10号様式	
⑥ 金銭出納簿 集計表	熊多別紙第5号様式	
⑦ 金銭出納簿	別紙 3 様式第19号	
⑧ 領収証つづり写し(購入品写真・領収書)	熊多別紙6号様式	
⑨ モニタリング報告書	別紙 3 様式第20号	
⑩ モニタリング野帳	任意様式	
⑪ 実施状況整理票	様式第21号別紙1	
⑫ 里山林活性化による多面的機能発揮対策に対する効果チェックシート	様式第21号別紙 2	
⑬ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	別紙 3 様式第13号	
⑭ 交付金申請書	別記様式第1号	
⑮ 通帳の写し（収支の部分含む）	任意様式	
⑯ 資源活用実績報告書	熊多別記第16号様式	該当のみ
⑰ 関係人口創出・維持タイプ 活動報告書	熊多別記第12号様式	
⑱ 備品管理台帳	熊多別紙第11号様式	
⑲ 作業委託見積の写し(2社以上)	熊多別紙第 7 号様式	
⑳ 作業委託契約書の写し	熊多別紙第8号様式	
㉑ 作業委託 実施報告書	熊多別紙第9号様式	
㉒ 資機材見積もり(2社)	任意様式	
採択決定から変更のあった場合		
㉓ 採択変更申請書	別紙 様式第16号	該当のみ

(3) 交付金の支払

① 交付金額の確定

採択は、交付金の受取を確約するものではありません。実際に受け取ることが出来る交付金の額は、活動組織から提出される実施状況報告書の内容を当協議会が確認し、①採択通知書に記載された金額又は②活動に要した交付対象経費の額のうち、いずれか少ない額で確定されます

② 精算払いと概算払い

活動に必要な資金が不足する場合には、活動を行った額の支払いを行います。上限が交付金額の80%(国費相当)となり、すべての活動が終了し、実施報告を提出後、協議会で確認後に精算払いを行います。

清算払いは、すべての活動組織の確認後に行いますので、締切日は守って下さい。

項目	請求時期	支払時期	請求できる額
概算払い	7月上旬	8月頃	第2四半期までの予定出来高
	11月上旬	12月頃	第3四半期までの予定出来高
	1月上旬	2月頃	第3四半期までの予定出来高の8割以内
精算払い	実施状況報告書と同じ日	実施状況の確認後	確定した交付金額から既払額を引いた額

③ 交付金の取消・減額

- 付要綱第16第1項に該当する場合は、交付が取消となる場合があります。たとえば、期限内に報告書が提出されない場合等が該当します。
- 報告書が提出されても、次の経費は、交付金の対象にならないので、交付金が減額されます。
- 交付金の使途として認められていない経費
- 交付金の活動に使用したことを証明できない経費
- 活動記録や写真等によって活動実績を証明出来ない場合、その分の交付金額が減額されます。
- 取消や減額によって、本来受け取るべき交付金額を超えて概算払いを受けてしまった場合は、その超える部分の交付金を返納していただきます。

(4) 利益等排除について

- 交付対象経費の中に活動組織の自社製品の調達又は関係会社等からの調達分（工事を含む。）があり、交付金の実績額の中に活動組織の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるので、原則としてこれを認めません。

(5) 消費税の確定申告を行う見込みがある場合

- 交付金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請していただく必要があります。（適格事業者等）
- なお、次のア～ウに該当する活動組織は、交付金に係る消費税仕入控除税額が本来的にないので、この減額は不要です。

ア免税事業者

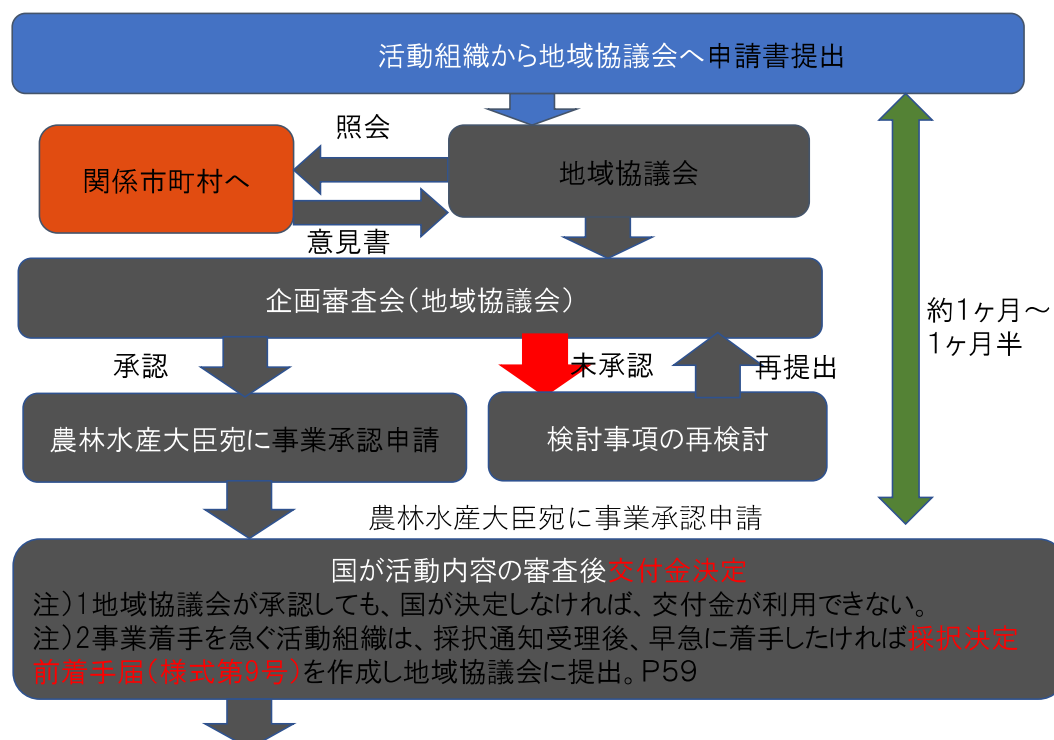
イ簡易課税制度の適用を受ける者

ウ消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団・財団（特定非営利活動法人を含む）であって、当該事業年度における補助金等特定収入割合が5%超となった者

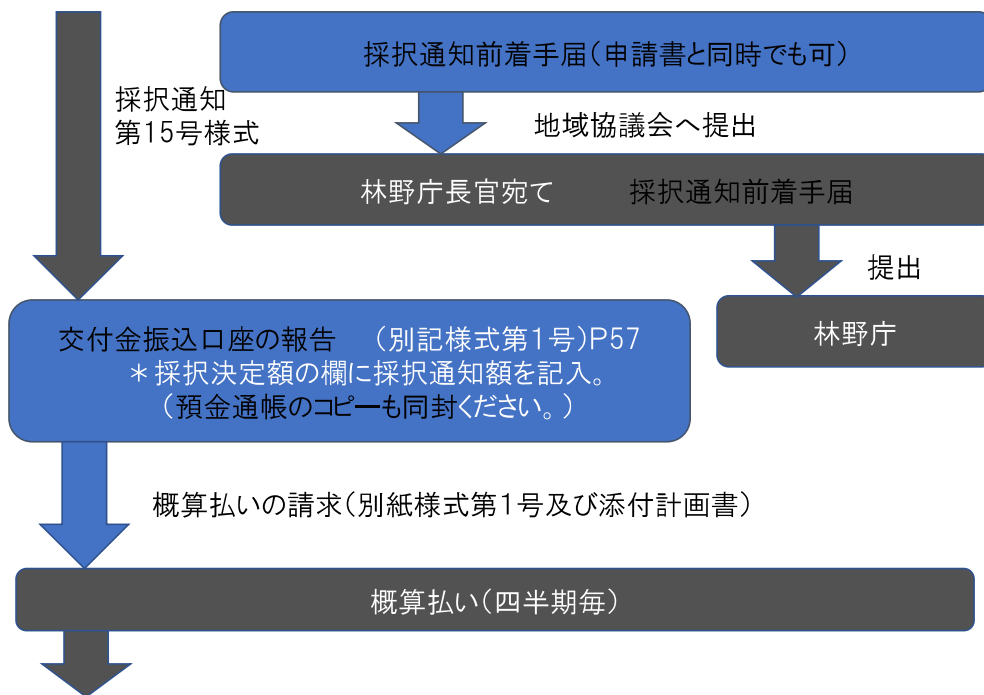
(6) その他

- 交付金の申請や報告等に必要な資料やQ & A等は、ホームページでご案内いたします。これらの資料が修正・追加された場合も、それらの内容を遵守して頂きます。

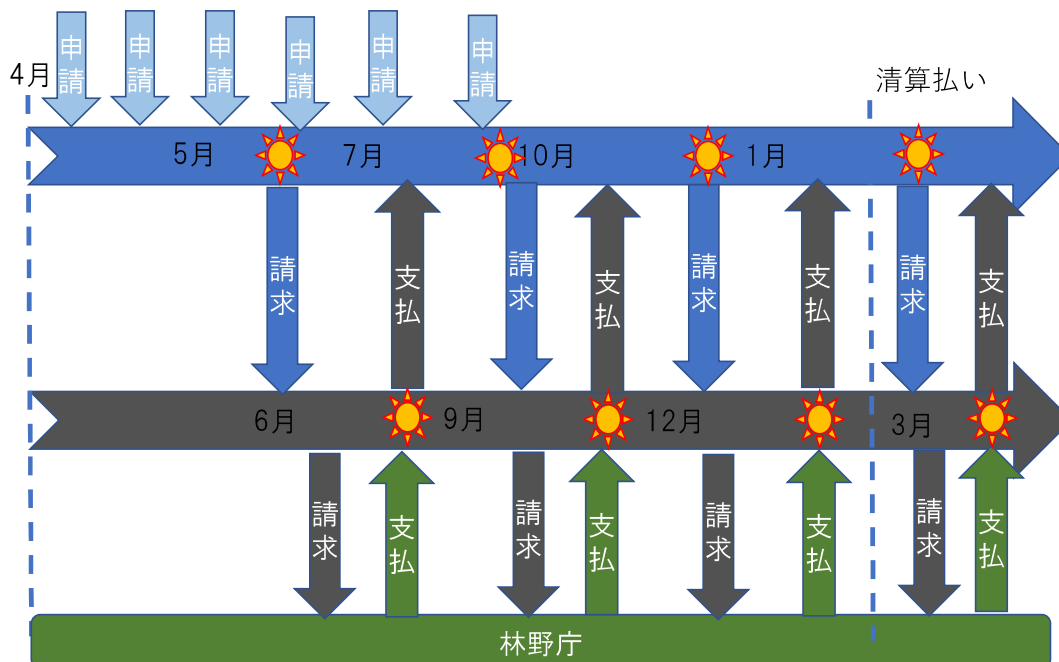
18.採択通知から事業着手から交付金決定



(1) 交付金決定から概算払いまでの流れ



概算払いスケジュール (予定)



(2)活動実施

実施前に傷害保険に加入してください。

事業実施前には、必ず損害保険等に参加して下さい。
加入証明書を事務局に提出後、事業実施となります。

作業を行う前には必ず安全講習を実施して下さい。

事故防止に徹底するため、安全研修(講習)を実施して下さい。代表者が研修に参加し、伝達研修でも構いません。

実績報告書の1部提出

事業完了を3月初旬頃までに終えていただき、3月中旬までにチェック用実績報告書を1部提出ください。

(3) 交付金が決まったら (モニタリング)

1. 現状を把握・・・現地を調査する。
2. 将来の目標を決める・・・最終的にどんな森
3. 交付金のできる目標を決める・・・3年間

※交付金の効果の調査・確認方法について参照

(4) 実績報告時の提出書類（後日説明会）

- ① 環境負荷低減チェックシート(様式第13号)取り組み内容は具体的に記入。
- ② 作業写真整理帳(様式第18号及び別紙1)
- ③ 金銭出納簿(様式第19号)内容は具体的に記載
- ④ モニタリング結果報告書(様式第20号)ガイドラインを参考に記入
- ⑤ 実施状況報告書(様式第21号及び別紙1、別紙2)
- ⑥ 領収書のコピー
- ⑦ 通帳のコピー
- ⑧ 実施した箇所の図面

(5) 実績報告の確認

協議会による事業確認（現地）と提出書類確認

2月初から中旬にかけ、地域協議会と県担当者が事業の確認と提出書類の確認をおこないます。
(金銭出納簿・領収書は精算が終わっていませんので、直近で作成)

実績報告書の提出

1部作成
注) 地域協議会提出の1部はホッチキスで止めないでください。

事業実績審査

※事業実績審査地域協議会委員会による活動組織の事業実績の検討と事業承認。

(6) 交付金の清算から次年度へ

交付金の精算

地域協議会委員会で事業実績の承認後、林野庁からの交付金入金を待って、活動組織への精算をおこないます。(3月末)

注) 交付金の精算が終了したら、3月中旬までに実績報告書一式を完成させ、地域協議会に提出ください。

当年度の事業終了

※ 3ヶ年計画で次年度も継続者は次年度の申請へ

※ 3ヶ年終了した活動組織も**自主活動を継続**してください。

翌年度事業採択について

令和7年度予算

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
森林・山村地域活性化振興対策

R7 熊本県要望額 9,100万円
国からの内示額 6,561万円 -2,539万円

〔令和7年度予算概算決定額 951,082 (851,082) 千円〕

<対策のポイント>

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

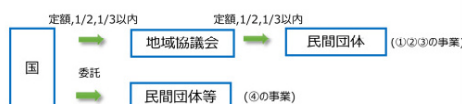
登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70％〔令和11年度〕）

<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策 951,082 千円

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、
① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型	複業実践型
 地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援 最大12.0万円/ha	 半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援 最大33.2万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援アドバイザーの派遣等による活動サポート

〔お問い合わせ先〕 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

熊本県における令和7年度申請採択基準

1. 申請可能な組織（国の交付は要望額9,100万円 内示額6,561百万円の72%）

- ①要望調査（令和6年10月）時点に申し込みのあった活動組織を優先
- ②継続組織で、リスタートしない組織
- ③新規活動組織で、自治体の支援のある組織
- ④リスタート組織で、資源活用が確実に実施できる見込みのある組織（要現地確認）
- ⑤上記に当てはまる組織は、7月末までに申請書を提出してください。

2. 予算の状況により申請可能（8月末に判断）

- ①要望調査以降申し込みのあった新規活動組織

以上のとおり上から順番に優先順位を決め採択を行うが、国からの予算が不足する場合には、リスタート組織については、国の交付額を減額して交付する。（採択時に承諾確認する）

3. 申請できない組織

- ①同じ活動組織が500万円を超える申請（全ての活動組織の合計額）
- ②資源活用が見込めない組織
- ③森林経営計画が立ててある森林で活動する組織

4. 資機材の購入

- ①新規活動組織についても資機材の購入については、森林整備に直接必要な資機材のみ可
- ②2年目、3年目の活動組織は資機材の購入は保留（計画書になれば購入不可）

5. 交付額

- ①全ての組織が申請された国の交付額の8割程度の交付となる見込みで、9月には正式な交付額が決定